

# 三重県交通安全研修センター条例（平成七年三月十五日三重県条例第五号）

最終改正:令和二年六月三〇日三重県条例第五〇号

改正内容:令和二年六月三〇日三重県条例第五〇号

## ○三重県交通安全研修センター条例

平成七年三月十五日三重県条例第五号

### 改正

平成一四年三月二六日三重県条例第二五号  
平成一七年一二月二七日三重県条例第九七号  
平成一九年三月二〇日三重県条例第三号  
平成一九年七月四日三重県条例第五二号  
平成二七年三月二七日三重県条例第一号  
令和二年六月三〇日三重県条例第五〇号

三重県交通安全研修センター条例をここに公布する。

### 三重県交通安全研修センター条例

(設置)

第一条 幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進するため、三重県交通安全研修センター（以下「研修センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 研修センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 交通安全に関する教育の実施に関すること。
- 二 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、交通安全活動を推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三条 研修センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主として研修センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 研修センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、知事が研修センターの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 研修センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、研修センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、研修センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、研修センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、研修センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
- 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、研修センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(指定等の告示)
- 第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。
- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (協定の締結)
- 第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。
- 一 研修センターの管理に関する事項
  - 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
  - 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)
- 第九条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 一 研修センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
  - 二 研修センターの管理の業務に係る経費の収支状況
  - 三 前二号に掲げるもののほか、研修センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項  
(業務状況の聴取等)
- 第十条 知事は、研修センターの管理の適正を期すため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。  
(知事による管理)
- 第十二条 研修センターの開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。  
(休館日)
- 第十三条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。
- 一 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
  - 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日
- (利用者等に対する指示)
- 第十四条 指定管理者は、研修センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第十六条において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。  
(原状回復義務)
- 第十五条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった研修センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。  
(損害賠償義務)
- 第十六条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により研修センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。  
(秘密保持義務)
- 第十七条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、研修センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。  
(規則への委任)
- 第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、平成七年五月八日から施行する。
- 附 則(平成十四年三月二十六日三重県条例第二十五号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成十七年十二月二十七日三重県条例第九十七号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に改正前の三重県交通安全研修センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県交通安全研修センター条例(次項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。(後略)

(出納長等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定(中略)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成十九年七月四日三重県条例第五十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和二年六月三十日三重県条例第五十号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

---